

四万十森林管理署交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部四万十分会）

議事要旨

1 日 時：令和5年1月31日（火） 17：15～17：45（30分）

2 場 所：四万十森林管理署 会議室

3 出席者：四万十森林管理署	藤原 達博	署長
同	坂本 伸一郎	次長
同	植江田 成一	総括事務管理官

全国林野関連労働組合		
四国地方本部四万十分会	村松 大五郎	執行委員長
同	齋藤 充治	書記長

4 交渉事項

- (1) 事業実行に係る職員の負担軽減・労働条件の改善について
- (2) 労働安全の確保、職場環境の改善について

5 議事概要

当局）只今から、全国林野関連労働組合四国地方本部四万十分会から申し入れのあった交渉について、事前に予備交渉で整理した交渉内容等に基づいて交渉をはじめます。

(1) 事業実行に係る職員の負担軽減・労働条件の改善について

組合）業務の集中化による職員の身体的・精神的過重労働の排除に努めること。

職員の勤務がやむを得ず時間外（週休日、休日等を含む）に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外勤務の必要性、超過勤務時間を適切に把握したうえで超過勤務を命ずるとともに、実効ある超過勤務縮減に向けた取り組みを行うこと。

当局）日頃から管理者が、業務の集中化による身体的・精神的過重労働の排除に努めるとともに、勤務がやむを得ず時間外に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外勤務の必要性、勤務内容の状況等を把握したうえで超過勤務を命ずることとする。

職員の負担軽減策としては、事務改善や業務の効率化や見直し、また業務の平準化に努める考えであり、併せて、職場環境改善にも努めて参りたい。

組合) 現場への出張にあたっては、その行程等無理のない出張命令とするとともに、超過勤務及び旅費予算の不足により無理な出張命令とならないようにすること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対応すること。

当局) 旅行命令に当たっては、安全確保を図る観点からも長距離・長時間に及ぶ運転とならないよう無理のない旅行命令とすることを基本とし、他の運転者がいる場合は適宜運転者を交替することなど、交通災害の防止に万全を期すよう努めているところ。

また、当署管内は管理面積も広いことから、管内であっても、各種調査等で数日にわたる場合かつ遠距離の場合は、職員の意見等も考慮のうえ宿泊を検討するなど、無理のない旅行命令に努める考え。

なお、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することの無いよう対応することとする。

## (2) 労働安全の確保、職場環境の改善について

組合) 事業実行にあたっては、職員の労働安全衛生の確保・充実、健康管理の充実に努めるとともに、職場環境改善に努めること。

特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講ずるとした通知に基づき、森林官等の入山時における安全確保に万全を期すること。

当局) 職員の安全確保については、「四万十森林管理署職員の保健及び安全保持に係る計画」等を策定し、「災害の未然防止と重大災害の絶滅」に全職員で取り組んでいるところ。

管轄区域の広域化に伴う安全管理体制の充実及び森林官等の単独行動の排除については、職員の安全確保に基づく局通知や「森林官等の森林事務所職員の現場業務に伴う緊急連絡体制について」(署長事務連絡)に基づき、安全管理体制の充実・強化や、本署職員及び隣接森林事務所との連携による応援などにより単独行動の排除に努めているところであり、今後においても、安全確保に係る対策が確実に実施されるよう努めることとする。